

上尾市児童館こどもの城

<年度協定書>

(案)

# 目 次

第1条 (年度協定の目的)

第2条 (年度協定の期間)

第3条 (業務内容)

第4条 (指定管理料)

第5条 (定めのない事項等)

別 表 (第4条関係)

# 上尾市児童館こどもの城の管理に関する年度協定書

上尾市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和〇年〇月〇日に上尾市児童館こどもの城（以下「児童館」という。）の管理に関し、締結した上尾市児童館こどもの城の管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）の第11条第1項の規定に基づき、次のとおり令和〇年度における上尾市児童館こどもの城の管理に関する年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

## （年度協定の目的）

第1条 年度協定は、児童館の管理業務の各年度の業務内容それに伴う職員配置及び基本協定第36条第2項で規定する指定管理料を定めることを目的とするものである。

## （年度協定の期間）

第2条 この年度協定の期間は、令和〇年4月1日から令和〇年3月31日までとする。

## （業務内容）

第3条 甲及び乙は、令和〇年度の業務内容が、基本協定第31条第1項の規定に基づく事業計画書であることを確認する。

2 乙は、甲が承認した事業計画書について、当該年度に変更が生じた場合、速やかに甲に報告するものとする。

## （指定管理料）

第4条 甲は、令和〇年度の指定管理料として、金〇〇〇〇〇〇〇〇〇円を支払うものとする。

2 乙は、別表に規定する指定管理料を、支払月の10日までに、別に定める様式「請求書」により、甲に請求するものとする。

3 甲は、乙から当該請求書を受領したときは、その日から30日以内に指定管理料を支払うものとする。

4 乙は、災害その他の特別な理由により、管理業務の実施に要する費用が第1項に規定する令和〇年度の指定管理料の額を超えることが明らかな場合においては、甲に当該指定管理料に関する協議を申し込むことができる。

5 乙は、年度の報告書提出時に、別に定める業務実施完了届を甲に提出しなければならない。

6 乙は、上尾市公契約に係る労働環境の確認に関する要綱（令和3年10月26日市長決裁）に基づき、労働環境確認書及び支払賃金報告書を甲に提出しなければならない。

## （定めのない事項等）

第5条 この年度協定に定めのない事項及びこの年度協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

この年度協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和〇年 4 月 1 日

甲

所在地 上尾市本町三丁目1番1号

名称 上尾市

代表者 上尾市長 畠山 稔 印

乙

所在地

名称

代表者 印

別表 支払計画書（第4条関係）

四半期別	支払月	支払額
第1四半期	4月	円
第2四半期	7月	円
第3四半期	10月	円
第4四半期	1月	円